

**新潟県・福島県における集中豪雨により被害を受けられた
みなさまにお見舞いを申し上げます**

このたびの新潟県・福島県における集中豪雨により被害を受けられましたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、次の連絡先におきまして、ご契約者のみなさまからの被害のご連絡やご相談を承っておりますのでご利用くださいますようお願い申し上げます。

■ご契約に関するご相談等

・お客さま相談室

0120-255-400（平日9:00~17:00）

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

■事故のご連絡

・事故受付専用フリーダイヤル

0120-550-346（平日9:00~17:00）

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

また、集中豪雨により災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者のみなさまを対象に、「契約継続の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける等の特別措置（※）を実施いたします。本措置の適用をご希望のお客さまは、担当者、または当社連絡先にお問合わせください。

（※）契約継続の締結手続きは、災害救助法適用日から2週間、保険料のお支払いは、災害救助法適用日から2ヶ月間をそれぞれ限度として猶予させていただくものです。

<集中豪雨により災害救助法が適用された地域につきましては、次頁をご参照ください>

集中豪雨の被害により災害救助法が適用された地域について

< 2011年7月30日現在 >

災害救助法適用市町村	法適用日
<p>【新潟県】 新潟市 三条市 柏崎市 小千谷市 加茂市 十日町市 五泉市 魚沼市 南魚沼市 南蒲原郡田上町 東蒲原郡阿賀町 長岡市 見附市 上越市 阿賀野市</p> <p>【福島県】 喜多方市 南会津郡只見町 南会津郡桧枝岐村 南会津郡南会津町 耶麻郡西会津町 河沼郡会津坂下町 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 大沼郡金山町</p>	<p>2011年7月29日</p>